

交番速報



N0.52号

令和7年 6月8日発行

責任者 交番長

作成者 交番相談員

チャイルドシート
も
忘れずにっ!



運転者のみなさんへ



全ての座席でシートベルト着用を!

シートベルトはあなたを守る命綱

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減させるとともに、正しい運転姿勢を保たせることによって疲労を軽減させるなど、様々な効果があります。

運転席や助手席はもちろん、**後部座席の同乗者もシートベルト着用が義務付けられています**（病気などやむを得ない理由がある場合を除きます）。

お子さまには
チャイルドシートを!

自動車の運転者は、チャイルドシートを使用しないで6歳未満の幼児を乗せて運転してはならないと定められているケロっ!

